

謹告

本誌は、婦人教育及家庭教育、其他緊要なる各種の問題に關して、讀者相互の質疑應答を掲載す、但讀者の應答なき時は、記者之に應ずるものとす。

本誌は一般讀者の寄稿を歓迎す。殊に家庭の日誌、各地に於ける婦人教育幼兒保育の狀態、婦人問題、婦人兒童の遊戲、手毬歌、子守歌等に付きては、詳細なる報告を望む。但質疑投稿は、凡べて左の規則によることとす。

- 一、用紙は、白紙二つ折、字詰は、半枚十行廿二字詰、體は楷書。
- 一、一事項毎に別紙を用ひ、別口に住所氏名を記入せらるべきこと。
- 一、原稿は、一切返附せざることを。
- 一、封書の表には、凡て婦人と子ども投稿と明記せらるべし。
- 一、投稿にして、有益と認めたる時は相當の謝意を表することあるべし。
- 一、照回は往復はがき又は返信用切手封入のこと。

會告

本會に御入會なされんとする方は、會則にある通り會費は一ヶ月金拾錢ですから、其割合で女子高等師範學校附屬幼稚園フレール會へ向け何ヶ月分加纏めてお納めの上、申込まれると、雜誌は當會から無代價で御送附します。會員にならないで、たゞ雜誌だけ買つて御讀みになりたい方は、日本橋區本石町三ノ廿三金昌堂へ御注文下さい、一冊拾錢六冊前金五拾七錢十二冊前金一圓拾錢他に郵税が一冊一錢づゝの割合です。

明治三十八年一月二日印刷
同 年一月五日發行

不計
複製

發行所 兼 東京市麴町區飯田町四丁目十二番地
編輯者 兼 東京市有明區錦町一丁目十九番地
印刷者 兼 東京市神田區錦町一丁目十九番地
印刷所 兼 東京市神田區錦町三丁目二十五番地
發行所 兼 女子高等師範學校附屬幼稚園内
發賣所 兼 東京市日本橋區本石町三丁目十三番地
金 昌 堂

大賣捌所 東京 東京堂●同東海信文會社●同北隆館

謹しみて

新年

を賀し併せて

會員諸君
讀者諸君

の萬福を祈る

明治卅八年一月一日

婦人と子とも編輯委員

フレーベル會規則

- 第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ク
- 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ
- 第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月拾錢ヲ齎出スベシ
- 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルヘシ
- 第六條 本會ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
 - 一 總會 毎年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、保育叢刊、品幼兒成績物展覽會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス
 - 一 會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルヘシ
 - 一 常會 毎年二月、六月、十月、十二月ノ第一土曜日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、協議、實驗等ヲナス
 - 一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織ス但シ別ニ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス
 - 一 雜誌發行 毎月一回雜誌ヲ刊行シ之ヲ會員ニ配布ス
 - 一 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長 一人 會務ヲ總理ス
 - 主幹 一人 會長ヲ輔佐シテ會務ヲ掌理ス
 - 幹事 十人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
 - 評議員 若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮問ニ應ス
- 第八條 會員ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
- 第九條 主幹ハ會長ノ特選トス
- 第十條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期チ二ヶ年トス
- 但シ毎年半数ヲ改選スルモノトス
- 第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス
- 第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ルコトアルヘシ
- 第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレバ變更スルコトヲ得ス